

原議保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	一種(令和5年3月31日まで)

警視庁生活安全部長  
各道府県警察本部長 殿  
(参考送付先)  
警察大学校生活安全教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長  
各方面本部長

警察庁丁保発第61号  
令和3年6月16日  
警察庁生活安全局保安課長

### 警察におけるクロスボウの引取りの実施要領について

警察におけるクロスボウの引取りについては、「銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の公布について」(令和3年6月16日付け警察庁丙保発第6号)で通達されているところであるが、その具体的な実施要領については下記のとおりとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

### 記

#### 1 引取り対象

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和3年法律第69号。以下「改正法」という。)第3条第1項に規定するクロスボウ(引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるもの)のほか、威力が明らかでないものも引取りを求められる可能性もあることから、引取りの対象は、クロスボウ等(引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓をいう。以下同じ。)とする。

また、クロスボウ等としての機能に障害があるものや、クロスボウ等を構成する部品(弦、滑車、固定装置等)や矢のみについて引取りを求められた場合には、クロスボウ等の悪用を防止する観点から、これに応じること。

#### 2 引取り期間

クロスボウ等の引取りは、改正法の公布の日から経過期間(改正法の施行の日から起算して6か月を経過する日までの間をいう。以下同じ。)が終了する日までの間行うこととする。

#### 3 引取りの受付場所

クロスボウ等の引取りは、全警察署の生活安全課又はこれに相当する課で行うこととする。

なお、クロスボウ等の回収を促進するためには、引取りの受付場所をできる限り多く設定することが有益であることから、引き取ったクロスボウ等の保管管理の面で問題がないと認められる交番・駐在所にまで引取りの場所を拡大することを妨げるものではない。

#### 4 無償での引取り

クロスボウ等の引取りについては、クロスボウ等の回収を促進する観点から、無償で実施することとする。

#### 5 引取りの具体的な手続

##### (1) 引取りの形態

クロスボウ等の所持者からの処分依頼に基づき引き取ることとする。

##### (2) 所持の始期の確認（改正法の施行日以降に引取りを行う場合）

改正法の施行日以降にクロスボウ等の引取りを希望する者に対しては、所持の始期を聴取し、その述べるところに照らして、当該クロスボウ等が改正法の施行の際現に所持されていたものかどうかを確認すること。

なお、施行日以降クロスボウを所持することとなったことが確認された者については、所持の経緯等を確認し、個別具体的に改正法に基づいて対応することとするが、一方、所持の始期に関する記憶が明確でない等所持の始期が確認できない場合には、経過期間にできる限り多くのクロスボウを回収すべきであることを踏まえ、適切に対処すること。

##### (3) 処分依頼書の提出

クロスボウ等の引取りに当たっては、別記様式1に所持者が必要事項を記載したものを現物に添えて提出させることとする。

また、別記様式1に記載の

○ 所有権を放棄し、警察に処分を一任すること

○ いかなる理由があっても返還を求めないこと

については、改めて口頭で明確に確認を求めること。

なお、別記様式1について、適宜修正を施すことは差し支えない。

##### (4) 本人確認の実施

事後の紛議の防止、盗品等の混入の防止の観点から、処分依頼書の提出時に併せて身分証明書の提示を求めて本人確認を実施すること。度重なる説得をしても本人確認を拒否された場合には、引取りをしないこと。

なお、引取りをしない場合には、

○ 改正法が、公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されること

○ 施行の日から起算して6か月を経過する日までの間に所持許可の申請、適法にクロスボウを所持できる者への譲渡し又は廃棄をしなければならず、違反した場合には刑罰の対象となること

について必ず説明すること。

- (5) クロスボウ等を持参した者が所有権を有しないと申し立てた場合の手続  
クロスボウ等を持参した者が所有権を有さず、所有権放棄ができない旨申し立てた場合には、別記様式1に加え別記様式2を提出させるとともに、当該持参者の本人確認を実施すること。

また、引取りに係る広報に当たっては、クロスボウ等を持参する者が所有権を有しない場合には委任状が必要になる旨明記するとともに、別記様式1及び別記様式2並びにそれらの記載要領をウェブサイトに掲載し、手続が円滑に行われるようにすること。

なお、別記様式2について、適宜修正を施すことは差し支えない。

## 6 証拠保全措置

犯罪者が、犯罪に供した物件又は盗品等であるクロスボウ等を隠滅するための手段として警察に処分を求めてくる可能性は低いと思われるものの、皆無と断ずることもできないことから、クロスボウ等の処分を希望する者の挙動が不審であるなど、証拠隠滅の手段としてクロスボウ等が持ち込まれた疑いがあるときは、必要に応じ、提出されたクロスボウ等や処分依頼書等について指掌紋採取等の鑑識活動を実施するなどの証拠保全措置を実施すること。

## 7 引き取ったクロスボウ等の適正な保管管理

引き取ったクロスボウ等が滅失することのないよう、引き取ったクロスボウ等の適正な保管管理に努めること。例えば、処分依頼の受付は2人以上で対応する、処分依頼書等については必ず署長決裁を受ける、引き取ったクロスボウ等には一連番号を付して管理する、処分依頼を受け付けてから実際に廃棄するまでの間にクロスボウ等を占有することとなる全ての所属に簿冊を整備するなど、一定のルールを関係所属とも協議しつつ整備すること。

なお、引き取ったクロスボウ等の数については、後日報告を求める予定である。

別記様式 1

ク ロ ス ボ ウ 等 処 分 依 頼 書

警 察 署 長 殿

年 月 日

所 持 者 ( 所 有 者 )	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	電話番号	— —
物 件	メーカー名	
	モデル名等	
	特 徴	
物 件 の 措 置	上記物件について、私は、 <input type="checkbox"/> 所有権を放棄し、警察に処分を一任します。 <input type="checkbox"/> いかなる理由があっても返還を求めません。	

別記様式 2

委 任 状

代理人 住所： \_\_\_\_\_  
氏名： \_\_\_\_\_  
生年月日：                      年              月              日生  
電話番号：                      —                      —

私は、上記代理人に対し、クロスボウ等及びクロスボウ等処分依頼書の提出  
に関する一切の権限を委任します。

年              月              日

所有者 住所： \_\_\_\_\_  
氏名： \_\_\_\_\_  
生年月日：                      年              月              日生  
電話番号：                      —                      —